

青少年の自立を支える会通信

号外 2002年12月1日発行
発行責任者/伊達悦子
編集責任者/福田雅章

発行/青少年の自立を支える会
所在地/宇都宮市南大通り 4-2-18
電話・FAX/028-651-0161

認定 NPO 法人になりました！ 一県内初、全国 10 番目

認定 NPO 法人青少年の自立を支える会事務局長 福田雅章

11月25日、青少年の自立を支える会（本会）に、国税庁長官名で「認定特定非営利活動法人として認定する旨の通知書」が届きました。晴れて本会は認定 NPO 法人になったわけです。認定期間は平成 14 年 12 月 1 日～平成 16 年 11 月 30 日の 2 年間です。

認定 NPO と通常の NPO の違いは、端的に言えば、法人への寄附金が所得控除の対象となるかならないかということです。ですから、認定 NPO となるには厳しい条件をクリアすることが必要です（条件については過日送付した会報に書かれています。）。

認定 NPO 制度は昨年の 10 月にスタートしたばかりで、本会では今年度の当初より認定 NPO を目指して準備に取り掛かってきました。9月27日付けで申請書を提出し、約 2 ヶ月の審査期間を経て今回の朗報となったわけです。審査は非常に厳しいもので、10月3、4日と 2 日間にわたって栃木県を担当する関東信越国税局の国税実査官が 2 名、法人のある「星の家」にやってきて、活動状況や会計帳簿、発刊物、理事会・総会の状況、役員状況など、細かく調査していきました。その後も電話や書面でのやり取りがあり、最後に 11 月 6 日の伊達理事長への面接でようやく審査が終わりました。

認定 NPO となったことで、寄附をして下さる方に多少なりとも所得控除の特典ができたことはうれしいことなのですが、設立から 5 年間事務局を預かってきた私にとっては、運営の適切さが公に認められたということにホッとした気持ちになりました。

青少年の自立を支える会は、12 月 1 日より認定 NPO 法人としてスタートします。会員の皆様には今以上のご支援を宜しくお願い申し上げます。

重要

12 月 1 日より会費は 2 口目から寄附金として扱われます。12 月 1 日以降、2 口以上の会費納入者には会費分（1 口 5,000 円）と寄附金の 2 枚の領収証が発行されます。

寄附金については、社会福祉法人などへの寄附金と合算して 10000 円を超える部分が所得控除の対象になります。詳しくは領収証の裏面に記載されています。

裏面に関連記事